

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
令和8年2月定例会請願、陳情の取扱いについて

岡山県後期高齢者医療広域連合議会における請願、陳情の取扱いは、原則として次のとおりとする。

1 請願の取扱いについて

(1) 請願の審議

請願は、現在、広域連合議会には委員会が設置されていないため、委員会付託を省略し、本会議において審議する。請願の審議の際には、事前に全員協議会において採択、不採択の別等の協議を行い、その協議結果をもって、本会議において審議し、採決する。

(2) 請願の提出期限

請願は、議会の開会中、閉会中を問わず常時受付け、定例会開会日7日前（※令和8年2月定例会にあっては、令和8年2月12日（木））の午後5時までに受理した請願は、当該定例会において審議し、それ以降に受理した請願は、次の定例会において審議する。

(3) 臨時会における請願の取扱い

請願は、臨時会に付議しない。ただし、臨時会の付議事件に密接な関係があり、かつ、緊急性を有すると認められるもので、臨時会開会日7日前の午後5時までに受理した請願は、事前に全員協議会において協議のうえ、定例会の例により取扱うものとする。

2 陳情の取扱いについて

(1) 陳情の取扱い

陳情は、定例会又は臨時会の開会日において、議員にその写しを参考のため送付する。

(2) 陳情の提出期限

陳情は、議会の開会中、閉会中を問わず常時受付け、定例会又は臨時会開会日7日前（※令和8年2月定例会にあっては、令和8年2月12日（木））の午後5時までに受理した陳情は、当該定例会又は臨時会の開会日において議員に参考送付し、それ以降に受理した陳情は、次の定例会又は臨時会の開会日において議員に参考送付する。

3 その他

上記の取扱いとは別に、請願、陳情等が議会に提出された際は、毎月末日にとりまとめ、その写しを議員に参考のため郵送するものとする。